

重要事項説明書(注意喚起情報)

プラス 保険金などのご請求手続きとお支払事例

重要事項説明書(注意喚起情報)

お申し込みにあたって特に注意いただきたい次の内容を記載しています。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ①責任開始期について | ⑥ご加入の契約を見直す場合の留意点 |
| ②クーリング・オフについて | ⑦解約した場合 |
| ③告知義務について | ⑧保険会社が経営破綻した場合 |
| ④保険料の払い込みが滞った場合 | 手続き・問い合わせについて |
| ⑤保険金などがお支払いできない場合 | 苦情・相談について |

個人情報の取扱い

当社では、お客さまからの信頼を第一と考え、経営品質の向上に向け、個人情報の保護に関する法律、保険業法など関係法令等を遵守し、個人情報の保護に努めます。

保険金などのご請求手続きとお支払事例

保険金などのご請求手続きやお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的な事例を記載しています。

保険金などの円滑な請求のために、お受取人にあらかじめ契約内容についてご説明のうえ、請求手続きについてはこの冊子をご確認いただくようお伝えください。

必ず、ご一読いただくとともに、後ほどお送りする
保険証券とともに大切に保管してください。

お問い合わせは

第一生命コンタクトセンター

 0120-157-157

受付時間 月～金曜日 9:00～18:00

土・日曜日 9:00～17:00

(祝日・年末年始を除く)

目 次

重要事項説明書（注意喚起情報）

P2～P8

1 責任開始期について	P3
2 クーリング・オフについて	P3
3 告知義務について	P4
4 保険料の払い込みが滞った場合	P5
5 保険金などがお支払いできない場合	P6
6 ご加入の契約を見直す場合の留意点	P7
7 解約した場合	P7
8 保険会社が経営破綻した場合	P7
手続き・問い合わせについて	P8
苦情・相談について	P8

個人情報の取扱い

P9

保険金などのご請求手続きとお支払事例

P10～P32

ご請求手続きの流れ	P11
保険金などをもれなくご請求いただくためにご確認ください	P13
具体的な事例	
共通	
事例1 責任開始期前の発病	P17
事例2 告知義務違反による解除	P19
入院・手術など	
事例3 入院給付金のお支払い(日帰り入院)	P20
事例4 入院給付金のお支払い(「1回の入院」の支払限度日数)	P21
事例5 入院給付金のお支払い(複数回の入院)	P22
事例6 手術給付金のお支払い	P23
事例7 先進医療給付金のお支払い	P24
3大疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中)	
事例8 特定疾病保険金のお支払い(悪性新生物=がん)	P25
事例9 特定疾病保険金のお支払い(脳卒中・急性心筋梗塞)	P26
身体の障害	
事例10 高度障害保険金のお支払い(高度障害状態)	P27
事例11 介護保険金のお支払い(要介護状態)	P28
不慮の事故	
事例12 災害保険金のお支払い(不慮の事故)	P29
事例13 災害保険金のお支払い(重大な過失による免責)	P30
保険金などをお支払いできないその他の代表例	P31

重要事項説明書(注意喚起情報)



この「重要事項説明書(注意喚起情報)」は、
お申し込みにあたって特に注意いただきたいこと
を記載しています。
必ず内容をご確認・ご了解のうえ、
お申し込みください。

※この「重要事項説明書(注意喚起情報)」のほか、契約内容に関する事項や保険金などの支払事由およびお支払いできない場合などは、「ご契約のしおりー約款」・「保険金などのご請求手続きとお支払事例」に記載していますので、あわせてご確認ください。

!**ご注意** 『ご契約のしおりー約款』DVD-ROMについて

- 当社職員がお渡しする『ご契約のしおりー約款』のDVD-ROMは、パソコンでのみ閲覧可能です。(テレビでは閲覧できません)
- お申し込み手続き後、お持ちのパソコンで閲覧できるかご確認ください。
- DVD-ROMを閲覧できるパソコンをお持ちでない場合等は、ご契約成立後に送付する保険証券と合わせて『ご契約のしおりー約款』冊子を送付しますので、お申し込み手続きの際に冊子希望欄をチェックしてください。

※DVD-ROMの内容は当社ホームページでもご確認いただけます。(http://www.dai-ichi-life.co.jp/)

商品別のご確認項目一覧

項目	1	2	3	4	5	6	7	8
ブライトWay／悠悠保険U エスコートU／TIME・U	○	○	○	○	○	○	○	○
TOP PLANサクセスU TOP PLANマジエスティU Skip・U	○	○	○	○	○	○	○	○
養老保険U	○	○	○	○	○	○	○	○
シールドU(定期型)	○	○	○	○	○	○	○	○
クレストWay	○	○	○	○	○	○	○	○
医療保障保険(個人型)	○	○	○	○	○	○	○	○
ニュー・一時払養老	○	○	○	×	○	○	○	○
こども応援団／Mickey	○	○	○	○	○	○	○	○
メディカルエール(定期型) メディカルエール(終身型) なでしこエール	○	○	○	○	○	○	○	○
積立年金『しあわせ物語』	○	○	○	○	○	○	○	○
グランロード	○	○	×	×	○	○	○	○

※「×」印は、ご確認対象外の項目です。

重要事項説明書(注意喚起情報)

1 責任開始期について

責任開始期(保障を開始する時)は、初回保険料の払い込みと告知が、ともに完了した時点となります。

- 保険契約はお客さまからの申し込みを第一生命が承諾したときに有効に成立します。営業担当者などは、お客さまと第一生命の保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はありません。
- 決済端末を使用してカードで払い込まれた場合は、手続きした日が初回保険料の払込日となります。
- 健康状態などの告知を不要とする場合の責任開始期は、第一生命が申し込みを承諾し契約が成立した場合、契約の申し込みと初回保険料の払い込みがともに完了した時点となります。

より詳しい内容をお知りになりたい場合は

詳細に関しては「ご契約のしおり」のもくじを参照し、「ご契約の成立と保障の責任開始期」をご確認ください。

2 クーリング・オフについて

クーリング・オフが可能な期間は、契約の申込日または初回保険料の払込日のいずれか遅い日から、その日を含めて15日以内となります。

- 第一生命指定の医師による診査が終了した場合など、クーリング・オフのお取り扱いができないことがあります。
- 申し込み時に「ご契約のしおりー約款」冊子の郵送を希望した場合、またはご契約者の満年齢が70歳以上の場合は、「ご契約のしおりー約款」冊子の受領日から、その日を含めて15日以内がクーリング・オフ可能な期間となります。
- クーリング・オフは、書面で行います。書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じますので、郵便にて取扱支社または本店あてお申し出ください。
- クーリング・オフがあった場合は、払い込まれた金額は全額お返しします。

より詳しい内容をお知りになりたい場合は

詳細に関しては「ご契約のしおり」のもくじを参照し、「クーリング・オフ制度(ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除)」をご確認ください。

3 告知義務について

健康状態などについて、ありのままを告知してください。
正しく告知いただけない場合、**契約や特約が解除され、保険金などをお支払いできないことがあります。**
なお、営業担当者などに口頭で話されても告知したことにはなりません。

告知

- 被保険者(または契約者)には傷病歴・現在の健康状態・身体の障害状態・職業などについて、医師や告知手続きの質問事項に対し、事実を漏れなく正確に答える義務があり、これを告知義務といいます。(※1)
(※1)告知を不要とする場合もあります。告知を不要とする場合でも、入院中ではないなどの所定の条件を満たすことが必要です。
- 営業担当者などには告知受領権はありません。

正しく告知いただけない場合の取り扱い

- 事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたことが判明した場合、第一生命は**「告知義務違反」として契約または特約を解除することがあります。**その場合、解除時点での解約返還金があればその金額を契約者にお支払いします。なお、**すでに払い込まれた保険料はお返しません。**
- 告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合、**詐欺による取消**を理由として保険金などのお支払いや保険料の払い込みの免除ができないことがあります。また、**解約返還金もお支払いできません。**

傷病歴などがある場合のお引き受け

- 傷病歴などがある場合でも、告知された傷病、商品の種類・内容によってはお引き受けすることができます。なお、申し込みをお断りすることや「保険料の割増」「保険金額の削減」「特定部位不担保」などの特別な条件を付けてお引き受けすることもあります。

申込内容または請求内容などの確認

- 申し込み後、または保険金などや保険料の払い込み免除のご請求時に、第一生命職員または第一生命が委託した者が、申込内容・請求内容などについて確認する場合があります。

より詳しい内容をお知りになりたい場合は

詳細に関しては「ご契約のしおり」のもくじを参照し、「告知義務」をご確認ください。

重要事項説明書(注意喚起情報)

4 保険料の払い込みが滞った場合

所定の期間内に保険料を払い込んでください。

期間内に保険料の払い込みがない場合、契約の効力がなくなり、
保険金などのお支払いができません。

保険料の払込・猶予期間・失効

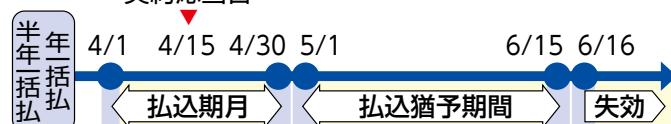
■ 保険料は払込期月内に払い込むことが必要ですが、払い込みがない場合のために猶予期間を設けています。**猶予期間内に払い込みがなければ、契約の効力はなくなります(失効)**。なお、猶予期間は保険料の払込方法により異なります。

■ ただし、猶予期間内に払い込みがない場合でも、**あらかじめお申し出がない限り**、解約返還金の範囲内で**自動的に保険料を立て替えて(自動貸付)、契約を継続させます。その場合、所定の利率で利息がかかります**。(この利息は複利にて計算されます。)なお、商品によっては、立て替え(自動貸付)ができる商品もあります。

【例】契約応当日



契約応当日



契約の復活

■ 失効日から3年以内(※1)であれば、所定のお手続きにて契約の復活の申し込みができます。なお、健康状態などによっては、復活できないこともあります。

(※1)商品によって取り扱いが異なります。

■ 復活時の責任開始期は、**復活保険料の払い込みをした時と告知(または第一生命指定の医師による診査)をした時のいずれか遅い時点となります**。これを「復活日」といいます。

より詳しい内容をお知りになりたい場合は

詳細に関しては「ご契約のしおり」のもくじを参照し、「払込猶予期間とご契約の効力」「効力を失ったご契約の復活」「お払い込みが困難なときの継続方法(*)」をご確認ください。

*「医療保障保険(個人型)」は、ご確認対象外です。

5 保険金などをお支払いできない場合

責任開始期前に病気やケガが発生していた場合など、
保険金などをお支払いできることや
保険料の払い込みの免除ができないことがあります。

保険金などをお支払いできない主な場合

■ 責任開始期(または復活日)より前からすでに発生していた病気(※1)やケガを原因とする、死亡保険金以外の請求の場合

(※1)その病気およびその病気と医学上重要な関係にある病気にについて、責任開始期より前に次のいずれかがある場合

- ・医師の診療を受けたことがある。
- ・健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含む)がある。(要経過観察の指摘を含む)がある。
- ・被保険者(こども学資保険の場合は契約者含む)が自覚可能な身体の異常が存在した、または契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した。



ただし、その病気に関して第一生命が告知などによって知った事實をもとに承諾したとき(※2)や、責任開始期(または復活日)から2年経過後に入院を開始または手術を受けたときなどは、約款の規定により例外としてお支払いの対象となることがあります。

(※2)悪性新生物を支払事由とした特定疾病保険金請求など、告知されていても対象とならないケースがあります。

■ 「告知義務違反」により契約や特約が解除された場合

■ 責任開始期(または復活日)から3年以内に自殺した場合など、約款に定める免責事由に該当する場合

■ 保険料の払い込みがなく、契約が失効した後に保険金などの支払事由に該当した場合

■ 保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または保険金などの受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により契約または特約が解除された場合

■ 保険契約について詐欺の行為により契約が取消になった場合、または保険金などの不法取得目的があつて契約が無効になった場合

より詳しい内容をお知りになりたい場合は

詳細に関しては「ご契約のしおり」のもくじを参照し、「保険金などをお支払いできない場合(*)」をご確認ください。

*ご加入の商品が「クレストWay」の場合は「介護年金などをお支払いできない場合」、「こども応援団」「Mickey」の場合は「給付金・育英年金などをお支払いできない場合」、「医療保障保険(個人型)」「メディカルエール(定期型)」「メディカルエール(終身型)」「なでしこエール」「積立年金『しあわせ物語』」の場合は「給付金などをお支払いできない場合」、「グランロード」の場合は「死亡保険金をお支払いできない場合」をご確認ください。

重要事項説明書(注意喚起情報)

6 ご加入の契約を見直す場合の留意点

現在ご加入の契約について、**転換などの保障見直し・解約・減額のうえ、新しい契約に加入されると、予定利率が変更となり主契約の保険料が高くなるなど、お客さまにとって不利益となる場合があります。**

※既にお渡ししている保障設計書(契約概要)の**注意喚起情報**部分をご確認ください。

より詳しい内容をお知りになりたい場合は

詳細に関しては「ご契約のしおり」のもくじを参照し、「保障内容の見直しを検討されているお客さまへ」「現在のご契約の解約・減額を前提として新たなご契約のお申し込みを検討されているお客さまへ」をご確認ください。

7 解約した場合

生命保険は預貯金と異なり、解約されると多くの場合、解約返還金額は払込保険料合計額よりも少なくなります。

■解約返還金は、保険の種類・契約年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、**特に契約後短期間の場合、まったくないか、あってもごくわずか**です。なお、商品によっては、保険期間を通じて解約返還金がない場合もあります。別紙「今回お申込みいただく保障内容と保険料」の解約返還金額表をご確認ください。

より詳しい内容をお知りになりたい場合は

詳細に関しては「ご契約のしおり」のもくじを参照し、「解約と解約返還金(*)」をご確認ください。
*「医療保障保険(個人型)」の場合は「解約」をご確認ください。

8 保険会社が経営破綻した場合

保険会社が経営破綻した場合など、契約時にお約束した保険金額・年金額・給付金額が削減されることがあります。

■第一生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られますが、契約時にお約束した保険金額・年金額・給付金額の削減など、契約条件を変更することがあります。

より詳しい内容をお知りになりたい場合は

詳細に関しては「ご契約のしおり」のもくじを参照し、「保険金額などの削減」「生命保険契約者保護機構」をご確認ください。

保険金などの支払事由に「該当するのでは?」と思われる場合など、
ご加入の生命保険に関する「手続き・問い合わせ」については、
担当の生涯設計デザイナーかお近くの第一生命窓口、
またはコンタクトセンターへご連絡ください。

第一生命コンタクトセンター

 0120-157-157

※受付時間 月～金曜日 9:00～18:00
土・日曜日 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

- 支払事由について不明な点が生じた場合などにつきましても上記の問い合わせ先へご連絡ください。ご加入の契約内容によっては、保険金などの支払事由に複数該当することがあります。
- 「保険金などの支払事由」、「ご請求手続きの流れ」、「保険金などをお支払いできる場合またはお支払いできない場合」については、「ご契約のしおり一約款」「保険金などのご請求手続きとお支払事例」および「ホームページ」に記載しています。
(第一生命ホームページアドレス:<http://www.dai-ichi-life.co.jp/>)
- 「指定代理請求特約」を付加している場合の取扱と留意事項
 - ・被保険者が保険金などを請求できない特別な事情がある場合、所定の条件を満たす指定代理請求人が代理人として請求することができます。
 - ・万一の際に備え、支払事由および代理請求できる旨をあらかじめ指定代理請求人などにお伝えください。
- 転居などにより届け先住所が変更になった場合は、必ず第一生命へご連絡ください。ご連絡いただけなかった場合、お客さまへ大切なご案内ができなくなるおそれがあります。

より詳しい内容をお知りになりたい場合は

詳細に関しては「ご契約のしおり」のもくじを参照し、「保険金などのご請求方法(*)」「通信先変更などの場合」をご確認ください。

*ご加入の商品が「クレストWay」の場合は「介護年金などのご請求方法」、「こども応援団」「Mickey」の場合は「学資金・給付金・育英年金などのご請求方法」、「医療保障保険(個人型)」「メディカルエール(定期型)」「メディカルエール(終身型)」「なでしこエール」「積立年金『しあわせ物語』」の場合は「給付金などのご請求方法」、「グランロード」の場合は「死亡保険金のご請求方法」をご確認ください。

ご加入の生命保険に関する「苦情・相談」については、
お客さま相談室またはお近くの第一生命へご連絡ください。

【第一生命の苦情・相談窓口】 お客さま相談室 03-3216-1211(大代表)

※受付時間9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会となります。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関する相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。

(ホームページ:<http://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

個人情報の取扱い

個人情報の利用目的

当社では、お客さまの個人情報を以下の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

- 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- その他保険に関連・付随する業務

機微(センシティブ)情報の取扱い

被保険者さまの健康状態・医療に関する情報は、保険業法施行規則により利用目的が限定されています。当社では、同意いただいた利用目的の範囲内で取得、利用させていただくとともに、適正な保管・管理をいたします。

個人情報の第三者提供　再保険の取扱い

当社は、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあります。再保険会社における当該保険契約の引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、契約内容に関する情報、健康状態に関する情報など、当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

契約内容登録制度・契約内容照会制度

当社は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(※)および全国共済農業協同組合連合会とともに、保険契約等のお引き受けの判断あるいは保険金等のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます)に基づき、当社の保険契約等に関する所定の登録事項(保険契約者および被保険者の氏名、死亡保険金額、入院給付金日額等)を共同して利用しております。

(※)詳細は、(一社)生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

支払査定時照会制度

当社は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(※)、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会とともに、お支払いの判断または保険契約等の解除、取消もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する所定の相互照会事項の情報(被保険者の氏名、保険事故発生日、保険種類、死亡保険金額、給付金日額等)を共同して利用しております。

(※)詳細は、(一社)生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

個人情報の取扱いについての詳細は、「ご契約のしおり」「約款」または当社ホームページ(<http://www.dai-ichi-life.co.jp/>)でご確認ください。

(登)C14P0789(2015.2.25)②

保険金などの ご請求手続きとお支払事例

保険金などをもれなくご請求いただくために、手続きの流れやお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的な事例などを掲載しています。

具体的な事例は代表的なものを掲載しています。保険種類などにより取り扱いが異なる場合がありますので、ご加入の契約での取り扱いに関しましては、「ご契約のしおり」「約款」を必ずご確認ください。

ご請求手続きの流れ

被保険者が亡くなった 入院をした 手術をした

上記のような場合の保険金・給付金ご請求手続きは、以下の流れとなっています。
12ページの **ご留意事項** とあわせてご確認ください。

お客様

保険金などのご請求手続き

1 当社へのご連絡

- 保険証券をお手元にご準備ください。
- 領収書や手術同意書など、病院発行の書類がある場合は、あわせてお手元にご準備ください。これらの書類有無を確認させていただく場合もあります。
- お受取人より、当社担当者または第一生命コンタクトセンターへご連絡ください。

お問い合わせは

第一生命コンタクトセンター



0120-157-157

受付時間 月～金曜日 9:00～18:00 土・日曜日 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)



第一生命

2 請求のご案内

- ご請求にあたっての詳しいご案内と、請求書類をお届けします。

お客様

3 書類のご準備とご提出

- 書類をご準備のうえ、ご提出ください。



第一生命

4 提出書類の確認とお支払い

- 提出書類の内容を拝見し、ご契約の内容にしたがって、保険金などを指定の口座へ送金します。

お客様

5 お支払内容のご確認

- お支払金額などの明細を郵送いたしますので、内容をご確認ください。



ご留意事項

① ご連絡をいただく際に

- 保険金などをもれなくご請求いただくために、連絡をいただいた際、当社担当者が病名や事故の様子などをうかがいますので、ご了承ください。
- 被保険者ご本人が病名を知らない場合でも、保険金や給付金をお支払いすることによって、病名が知られてしまうことがあります。病名の管理に注意が必要な場合は、必ずお申出ください。
- お受取人が請求できない特別な事情がある場合は、代理請求人による請求ができる場合があります。詳しくは当社担当者または第一生命コンタクトセンターまでお問い合わせください。

② 請求書類について

- 請求書類は、診断書のほか、戸籍抄本（謄本）、住民票などをご提出いただく場合があります。
- 診断書のかわりに、所定の報告書と領収書の写しを提出することで請求できる場合があります。
- 死亡事実のわかる住民票のかわりに、死亡届の受理証明書を提出することでも請求できる場合があります。
- 病院発行の診断書原本を提出のうえ、請求したにもかかわらず、保険金や給付金がお支払いの対象とならなかった場合、「診断書取得費用相当額」として所定の金額（2015年6月現在、一律6,000円）をお支払いします。なお、ご提出の診断書により保険金や給付金を一部でもお支払いできる場合は、この取扱いの対象となりません。

③ 書類提出前にご確認ください

- お申出の保険金や給付金以外にご請求いただけるものがないか、「保険証券」「ご契約のしおり」「約款」でご確認ください。また、本冊子13～16ページもご確認ください。

④ お支払いにあたって

- お支払いの判断は、診断書などの内容にもとづいて行います。診断書などに記載のない病名、入院および手術などについてはお支払いの判断ができないため、保険金や給付金をお支払いできません。
- ご提出書類を拝見した結果、ご加入前の健康状態、障害の状態、事故の原因などについて、詳細な事実を確認（医療機関などへの確認も含みます）させていただく場合があります。この場合は、当社担当者または当社で委託した者が訪問いたします。
- 保険金などをお支払いするために確認が必要となった場合には、確認先のご都合などによって、保険金や給付金のお支払いまでに日数を要する場合があります。この場合のお支払時期については、「約款」をご確認ください。
- お支払いにあたって、保険料のお払い込みが確認できない場合には、お支払いする保険金などから保険料を差し引く場合もあります。なお、保険料を差し引いた後、保険料のお払い込みが確認できた場合には、別途返金いたします。

保険金などをもれなくご請求いただくために ご確認ください

請求の際には、以下の①～⑨のような例に該当するかどうかご確認ください。
ひとつでも該当する場合、ほかにも保険金などをお支払いできる可能性があります。「該当するのでは？」と思われる場合や、ご不明な点がある場合には、当社担当者または第一生命コンタクトセンターまでお問い合わせください。

【確認方法】

「保険証券」をお手元にご準備のうえ、ご加入の契約すべてについてご確認ください。(年1回、ご契約者に送付している生涯設計レポートなどでもご確認いただけます。)



ご注意

- お支払いにはそれぞれいくつかの条件がございます。 詳細につきましては、「ご契約のしおり」「約款」をご確認ください。
- 対象となる特約が付加されていない場合など、契約内容によっては保険金などをお支払いできないことがあります。

1

当社にご連絡いただいたない入院や手術はありませんか？

入院をした

- ・ほかの病院(転院前の病院)での入院
- ・日帰り入院
- ・身体に異常があり、医師の指示での検査入院
- ・お亡くなりになる前の入院 など

手術を受けた

- ・入院をともなわない手術
- ・内視鏡(ファイバースコープ)によるポリープ切除
- ・お亡くなりになる前に受けた手術 など

以下の主契約・特約にご加入の場合は、お問い合わせください。

例

- 無配当定期医療保険
- 無配当終身医療保険
- 新総合医療特約D(H22)
- 入院一時給付特約D
- 8大生活習慣病入院特約D
- 女性特定疾病入院特約D(H22)
- 無配当女性特定治療特約(2015)

2

3大疾病（所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中）や上皮内新生物などになったときにお支払いする契約内容ではありませんか？

3
大
疾
病上
皮
内
新
生
物
な
ど

所定のがん

がん、肉腫、悪性黒色腫、
白血病 など

急性心筋梗塞

急性心筋梗塞、
再発性心筋梗塞 など

脳卒中

くも膜下出血、脳出血、脳梗塞、
脳血栓 など

上皮内新生物など

上皮内がん、非浸潤がん、
皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん、
子宮頸部の高度異形成 など

以下の主契約・特約にご加入の場合は、
お問い合わせください。

例

【5年ごと配当付特約】

- 特定状態保障定期保険特約
- 特定状態充実保障付死亡保障特約
- 特定疾病保障定期保険特約
- 指定・特定疾病診断保障付死亡
保障特約
- 特定状態収入保障特約

【保険料のお払い込みを不要とする主契約・特約】

- 5年ごと配当付こども学資保険（2014）
「A1型」または「A2型」
- 保険料払込免除特約（H25）

3

所定の障害状態になったときに お支払いする契約内容ではありませんか？

所
定
の
障
害
状
態
の
例

人工透析を受けた

人工肛門をつけた

心臓ペースメーカーをつけた

片方の腕が完全にまひしてしまった

手や足を切断した

身体障害者福祉法における 1級から4級までの障害に該当した

以下の主契約・特約にご加入の場合は、
お問い合わせください。

例

【5年ごと配当付特約】

- 特定状態保障定期保険特約
- 特定状態充実保障付死亡保障特約
- 特定状態収入保障特約

■傷害特約D（事故原因のみ）

【保険料のお払い込みを不要とする主契約・特約】

- 5年ごと配当付こども学資保険（2014）
「A1型」または「A2型」
- 保険料払込免除特約（H25）

4

介護が必要な所定の状態になったときに お支払いする契約内容ではありませんか？

介護が必要な所定の状態の例

- ・一人で歩けない
- ・一人で着替えができない
- ・一人で入浴ができない
- ・一人で寝返りがうてない
- ・一人で排せつができない

などの介護が必要な状態

公的介護保険の要介護認定を
受けた

以下の主契約・特約にご加入の場合は、
お問い合わせください。

例

【5年ごと配当付特約】

- 特定状態保障定期保険特約
- 特定状態充実保障付死亡保障特約
- 特定状態収入保障特約

【保険料のお払い込みを不要とする主契約・特約】

- 5年ごと配当付こども学資保険(2014)
「A1型」または「A2型」
- 保険料払込免除特約(H25)

5

以下の採取を受けたときに お支払いする契約内容ではありませんか？

骨髓ドナー（提供者）として
造血幹細胞採取の目的で

「骨髓採取」を受けた

「末梢血幹細胞採取」を受けた

以下の主契約・特約にご加入の場合は、
お問い合わせください。

■無配当定期医療保険

■無配当終身医療保険

■新総合医療特約D(H22)

6

公的医療保険制度における先進医療を受けたときに お支払いする契約内容ではありませんか？

先進医療に該当する、

検査

診断

投薬

手術

放射線治療

を受けた

以下の主契約・特約にご加入の場合は、
お問い合わせください。

例

■無配当定期医療保険

■無配当終身医療保険

■新総合医療特約D(H22)

■無配当先進医療特約

■無配当女性特定治療特約(2015)

7

不慮の事故により所定の障害状態になった場合、以後の保険料のお払い込みが不要となることがあります

所定の障害状態の例

- 片方の眼が見えなくなった
- 両方の耳が聞こえなくなった
- 手や足を切断した
- 手首と肘の関節が動かなくなった

このような状態になった場合は、お問い合わせください。

8

ほかのご契約で妻子型として被保険者となっていませんか？

被保険者となる特約

以下の特約が付加されている場合は、お問い合わせください。

例

- 5年ごと配当付定期保険特約（妻型）
- 新総合医療特約D（本人・妻子型）
- 総合医療特約D（本人・子型）

9

企業保険や財形保険にご加入の場合は、保険金などをご請求いただける可能性があります

ご勤務先や所属団体において企業などが契約者となる保険

ご加入の場合は、勤務先や所属団体などのご加入窓口または引受保険会社へお問い合わせください。

例

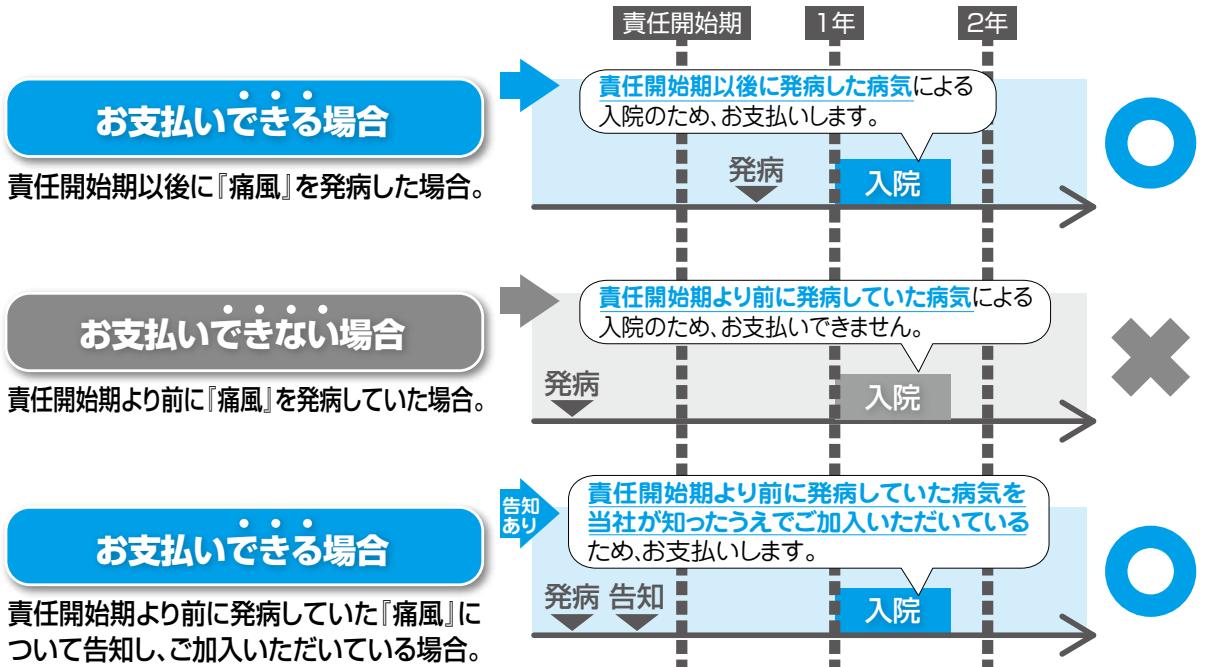
- 団体定期保険
- 医療保障保険（団体型）
- 新医療保障保険（団体型）
- 総合福祉団体定期保険
- 拠出型企業年金保険
- 各種財形保険
- 団体信用生命保険

各種ローンなどをご利用されている場合に、金融機関などが契約者となる保険

1

責任開始期前の発病

責任開始期から1年後に『痛風』で入院した場合



解説

□死亡保険金以外の保険金などは、**ご契約や特約の責任開始期より前に発病していた病気や責任開始期より前に発生した事故を原因とする場合にお支払いできません。**

□ただし、責任開始期より前に発病していた病気や発生した事故を原因とする場合でも、約款の規定により、お支払いできことがあります。

<例>

- ・ご加入または復活の際の告知などにより、責任開始期より前に発病している「病気」に関する事実を当社が知ったうえで、ご加入いただいた場合（責任開始期より前に発生した「事故」を原因とする場合はお支払いできません。）
- ・責任開始期から2年経過後に開始した入院や手術の場合
- ・転換後契約の場合（18ページもご確認ください。）
- ・医療保障変更後契約の場合
- ・5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約「アシストセブン」または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約「アシストセブンプラス」の特約障害保険金、5年ごと配当付特定状態収入保障特約「インカムサポート」の特約障害年金において、ご加入の際に告知義務違反がない場合

約款記載の一例

<新総合医療特約D条項(H22)>

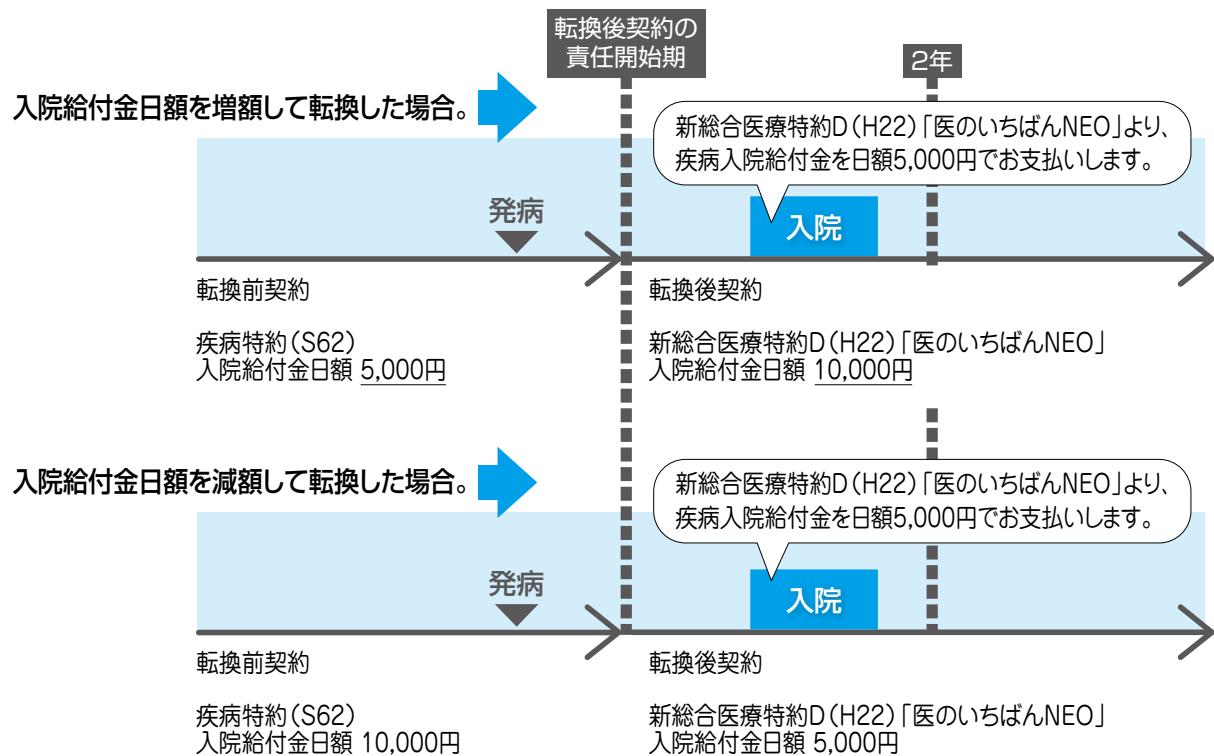
第2条(給付金の支払)抜粋

この特約において支払う給付金はつぎのとおりです。

	給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)
災害入院給付金	被保険者がつぎのいずれにも該当する入院をしたとき (1)この特約の責任開始期(復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。)以後に発生した不慮の事故(別表2)による傷害の治療を目的とする入院であること
疾病入院給付金	被保険者がつぎのいずれにも該当する入院をしたとき (1)この特約の責任開始期以後に発病した疾病的治療を目的とする入院であること

転換後契約の責任開始期前に発病した病気により、転換後入院した場合の例

転換後契約の責任開始期より前に発病していた病気や発生していた事故を原因とする場合でも、転換前契約の責任開始期以後であれば、転換後契約では、その原因が転換後に生じていたものとみなして取り扱います。ただし、転換後の特約の入院給付金日額が、被転換契約におけるそれに対応する金額を超える部分については、転換後契約の責任開始期前に原因が生じていたものとして取り扱います。



ご注意

転換前後の保障内容によっては、お支払いできない場合があります。

2

告知義務違反による解除

お支払いできる場合

ご契約前に「血圧が高いこと」について正しく告知されて特別条件付(保険料の上乗せ)でご加入し、その1年後に『高血圧』を原因とする『脳卒中』で亡くなられた場合。



ご加入に際して、告知義務違反がないため、

死亡保険金をお支払いします



お支払いできない場合

「肝硬変で通院中であること」について、正しく告知されずにご加入し、その1年後に『肝硬変』を原因とする『肝臓がん』で亡くなられた場合。



告知義務違反によりご契約は解除となり、

死亡保険金はお支払いできません



解説

- ご加入または復活の際、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合には、責任開始期(復活の場合は復活の際の責任開始期)から2年以内であれば当社はご契約を解除し、保険金などをお支払いできないことがあります。(※1・2)
 - (※1)責任開始期から2年を経過していても、2年以内に保険金などの支払事由が発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
 - (※2)死亡や入院などが解除の原因となった事実によらなかったときは、保険金などをお支払いします。
- ご契約が解除された場合には、解約返還金と同額の返還金をご契約者にお支払いしますが、多くの場合この返還金はまったくないか、あってもごくわずかです。なお、すでに払い込まれた保険料はお返しません。
- 生命保険募集人(当社の職員・募集代理店の担当者)や生命保険面接士に口頭でお話されただけでは告知したことにはならず、告知義務違反でご契約が解除となる場合があります。
- 告知にあたり、解除の原因となる事実について、生命保険募集人が告知をすることを妨げたとき、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めたときは、当社はご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、当社はご契約を解除することができます。

約款記載の一例

〈5年ごと配当付終身保険普通保険約款〉

(第21条(告知義務違反による解除)抜粋)

1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第20条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
2. 当会社は、保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。

入院給付金のお支払い (日帰り入院)

新総合医療特約口(H22)「医のいちばんNEO」の場合

お支払いできる場合

大腸ポリープ切除術を受け、しばらくベッドで安静にした後、その日のうちに帰宅したが、
1日分の入院料(入院基本料)を病院に支払った場合。

お支払いできない場合

白内障の手術を受けたが、その日のうちに帰宅し、**入院料(入院基本料)を病院に支払っていない場合。**

「日帰り入院」に該当するため、

入院給付金をお支払いします



入院していないため、

入院給付金はお支払いできません



解説

- 「日帰り入院」とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことです。お支払いの対象となる「入院」に該当するかどうかは、「入院基本料」の支払いの有無(医療機関の領収書で確認)などを参考に当社が判断します。
- 手術後に休憩室・回復室・診察ベッドなどで安静を取られたとしても、外来扱いの場合は、入院給付金はお支払いできません。

約款記載の一例

〈新総合医療特約口条項(H22)〉

第2条(給付金の支払)抜粋

この特約において支払う給付金はつぎのとおりです。

	給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)
疾病入院給付金	被保険者がつぎのいずれにも該当する入院をしたとき (中略) (3)その入院の日数が、(1)の疾病的治療を目的としてこの特約の保険期間中に 1日以上 となったこと

備考

3.入院の日数が1日となる入院

入院の日数が1日となる入院については、別表4に定める入院の入院日と退院日が同一の日である場合で、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

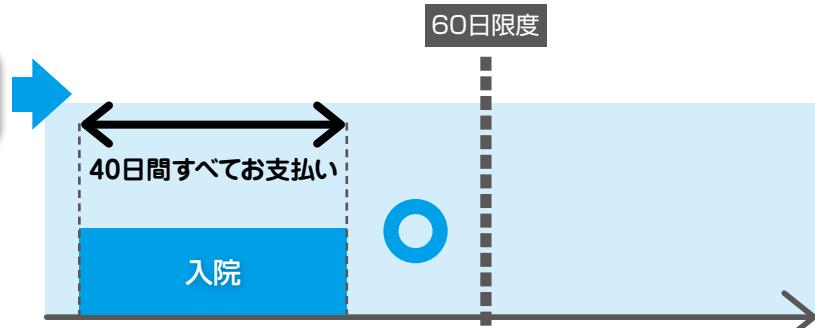
4

入院給付金のお支払い
(「1回の入院」の支払限度日数)

新総合医療特約D(H22)「医のいちばんNEO」(60日型)の場合

お支払いできる場合

病気により、たとえば
40日間入院した場合。



お支払いできない場合

病気により、たとえば
80日間入院した場合。



解説

□入院給付金をお支払いする主契約・特約には、約款で1回の入院に対してお支払いできる限度日数を定めています。1回の入院に対する支払限度日数には、以下のタイプがあります。

- ・60日がお支払いの限度となっているタイプ
- ・120日がお支払いの限度となっているタイプ
- ・240日がお支払いの限度となっているタイプ

ご注意

・1回の入院についての支払限度日数が新総合医療特約D(H22)「医のいちばんNEO」よりも長期となる「8大生活習慣病入院特約D」を付加されている場合、新総合医療特約D(H22)「医のいちばんNEO」が1回の入院についての支払限度に達していても、「8大生活習慣病入院特約D」からは引き続きお支払いが可能な場合があります。同様に、無配当定期医療保険「メディカルエール(定期型)」、無配当終身医療保険「メディカルエール(終身型)」の「B1型」「B2型」にご加入の場合で、1回の入院についての支払限度日数が、「疾病入院給付金」よりも「生活習慣病入院給付金」のほうが長期となる型を指定されている場合も、「生活習慣病入院給付金」が引き続きお支払い可能な場合があります。

約款記載の一例

〈新総合医療特約D条項(H22)〉

(第1条(入院給付金の支払限度の型)抜粋)

1.入院給付金の支払限度の型は、つぎのとおりとします。

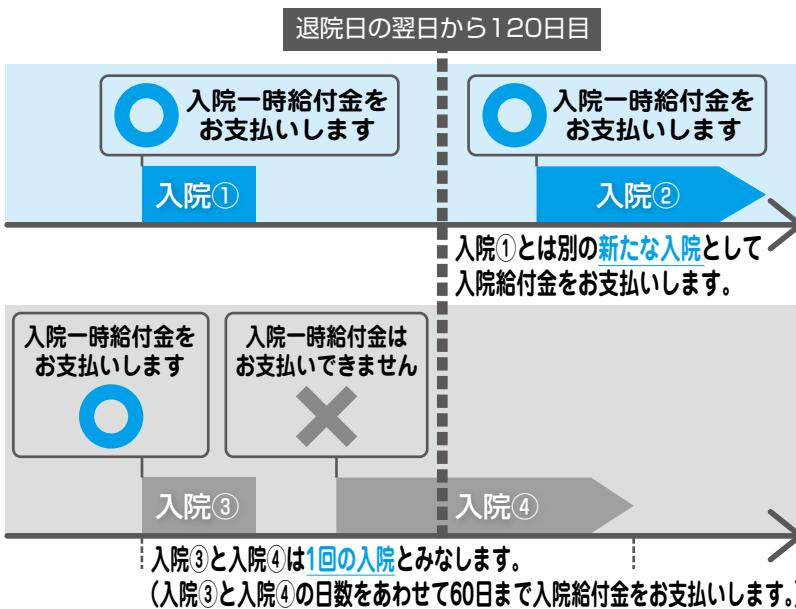
入院給付金の支払限度の型	入院給付金の種類	1回の入院についての入院給付金を支払う日数の限度	入院給付金を支払う日数の通算限度
60日型	災害入院給付金	<u>60日</u>	1,095日
	疾病入院給付金	<u>60日</u>	1,095日
120日型	災害入院給付金	<u>120日</u>	1,095日
	疾病入院給付金	<u>120日</u>	1,095日
240日型	災害入院給付金	<u>240日</u>	1,095日
	疾病入院給付金	<u>240日</u>	1,095日

入院給付金のお支払い (複数回の入院)

新総合医療特約D(H22)「医のいちばんNEO」(60日型)・入院一時給付特約Dの場合

お支払いできる場合

病気により入院後、退院日の翌日から数えて**120日経過後**に、病気で入院した場合。



解説

- 複数回の入院をした場合でも、以下のケースでは1回の入院とみなします。
 - ・病気により複数回入院した場合、**疾病入院給付金をお支払いする最終の入院の退院日の翌日から数えて120日以内に開始した入院は、同一の病気であるか否かにかかわらず1回の入院とみなします。**
 - ・不慮の事故により複数回入院した場合、**災害入院給付金をお支払いする最終の入院の退院日の翌日から数えて120日以内に開始した入院は、同一の不慮の事故であるか否かにかかわらず1回の入院とみなします。**
- 上記事例の入院給付金と入院一時給付金のお支払いは以下のとおりです。
 - 【入院給付金】
 - ・入院②は、入院①の退院日の翌日から数えて120日経過後に入院を開始しているため、新たな入院となります。入院①、入院②ともにそれぞれ支払限度までお支払いの対象となります。
 - ・入院④は、入院③の退院日の翌日から数えて120日以内に入院を開始しているため、1回の入院とみなします。入院③と入院④の入院日数をあわせて支払限度までお支払いの対象となります。
 - 【入院一時給付金】
 - 「入院一時給付特約D」を付加されている場合、**1回の入院について入院一時給付金を1回お支払いします。**
 - ・入院②は新たな入院であるため、入院①と入院②でそれぞれ入院一時給付金をお支払いします。
 - ・入院③と入院④は、あわせて1回の入院とみなしますので、入院一時給付金のお支払いは1回のみとなります。

約款記載の一例

〈新総合医療特約D条項(H22)〉

(第4条(疾病入院給付金の支払に関する補則)抜粋)

4.被保険者が第2条の疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、**それらの入院が同一の疾病によるものであるか否かにかかわらず、1回の入院とみなし、各入院について日数を合算して第2条の疾病入院給付金の支払に関する規定を適用します。ただし、疾病入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過して開始した入院については、新たな入院として第2条の疾病入院給付金の支払に関する規定を適用します。**

〈入院一時給付特約D条項〉

(第2条(入院一時給付金の支払に関する補則)抜粋)

3.入院一時給付金の支払回数の限度はつぎの各号のとおりとします。

(1)1回の入院についての入院一時給付金の支払は1回限りとします。また、つぎのいずれかに該当する場合についても、それらの入院を通じて入院一時給付金の支払は1回限りとします。

(ア)入院を2回以上した場合で、新総合医療特約D条項(H22)の規定(中略)により1回の入院とみなされるとき

手術給付金のお支払い

新総合医療特約D(H22)「医のいちばんNEO」の場合

お支払いできる場合

『中耳炎』のため、耳の鼓膜を切開する手術
(鼓膜切開術)を受けた場合。



公的医療保険制度が適用される
手術(※)のため、

**手術給付金を
お支払いします**



お支払いできない場合

『近視』を矯正するため、レーシック手術
(レーザー屈折矯正手術)を受けた場合。



公的医療保険制度が適用
されない手術(※)のため、

**手術給付金は
お支払いできません**



(※)2015年6月時点

解説

□手術を受けた時点で、公的医療保険制度における「医科診療報酬点数表」において、「手術料」の算定対象として列挙されている手術に該当する場合、手術給付金をお支払いします。ただし、つぎの7種類の手術は除きます。

【お支払いできない手術】

- (a)創傷処理 (b)皮膚切開術 (c)デブリードマン
- (d)骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 (e)涙点プラグ挿入術
- (f)鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術 (g)抜歯手術

□手術給付金額は、手術の種類や内容にかかわらず、入院中に手術を受けた場合には入院給付金日額の20倍、外来で受けた場合は5倍をお支払いします。手術後に休憩室・回復室・診察ベッドなどで安静を取られたとしても、外来扱いの場合は、お支払額は入院給付金日額の5倍となります。

ご注意

- ・上記事例の新総合医療特約D(H22)「医のいちばんNEO」は、手術を受けた時点で「約款に定める先進医療に該当する手術」を受けた場合も手術給付金のお支払い対象となります。
- ・所定の手術を受けた場合にお支払いの対象となる特約には、ほかにも無配当女性特定治療特約(2015)「レディエールモア」があります。

約款記載の一例

〈新総合医療特約D条項(H22)〉

〔第2条(給付金の支払)抜粋〕

この特約において支払う給付金はつぎのとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	
手術 給付金	<p>(1)その手術が、災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院中に受けたつぎの(ア)または(イ)のいずれかに該当する手術であること</p> <p>(ア)別表5に定める公的医療保険制度における別表6に定める医科診療報酬点数表(以下「医科診療報酬点数表」といいます。)に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(別表5に定める公的医療保険制度における別表7に定める歯科診療報酬点数表(以下「歯科診療報酬点数表」といいます。)に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。)。ただし、つぎに定めるものに該当するものを除きます。</p> <p>(a)創傷処理 (b)皮膚切開術 (c)デブリードマン</p> <p>(d)骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 (e)涙点プラグ挿入術</p> <p>(f)鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術 (g)抜歯手術</p> <p>(イ)別表8に定める先進医療に該当する診療行為(診断および検査を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。)</p> <p>(2)その手術が、災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院中以外に受けた(1)の(ア)または(イ)のいずれかに該当する手術であること</p>

先進医療給付金のお支払い

『無配当先進医療特約』の場合

お支払いできる場合

療養を受けた時点で、先進医療ごとに定められた適応症に対し厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院で厚生労働大臣が定める先進医療を受けた場合。

お支払いできない場合

厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院で、先進医療として列挙されている医療技術を受けた場合。

約款で定める「先進医療」に該当するため、



先進医療給付金をお支払いします

約款で定める「先進医療」に該当しないため、



先進医療給付金はお支払いできません

解説

- 療養を受けた時点で、つぎの(1)(2)のいずれも満たす厚生労働大臣が定める先進医療に該当する場合、先進医療給付金をお支払いします。
 - (1)先進医療ごとに厚生労働大臣が定める適応症(対象となる病気・ケガ・それらの症状)に対して行われたものである
 - (2)先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所で受けたものである
- 先進医療には、手術のほか、検査・診断・投薬などもあり、これらもお支払いの対象となります。
- 先進医療を受けるにあたっては、一般的に、治療内容や費用などについて主治医から説明を受け、その内容について十分納得したうえで、同意書に署名し、治療を受けることとなります。
- 先進医療に該当する医療技術やその適応症、実施している病院または診療所については、第一生命ホームページ(<http://www.dai-ichi-life.co.jp/>)の「先進医療情報ステーション」をご覧いただくか第一生命コンタクトセンターへお問い合わせください。
- 先進医療給付金をお支払いする場合、あわせて先進医療一時給付金をお支払いします。
ただし、先進医療一時給付金は、同じ先進医療による療養を複数回受けた場合でも、1回のみのお支払いとなります。

約款記載の一例

〈無配当先進医療特約条項〉

(第1条(給付金の支払)抜粋)

この特約において支払う給付金はつぎのとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	
先進医療給付金	被保険者がこの特約の保険期間中につぎのいずれにも該当する療養を受けたとき (1)この特約の責任開始期(復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。)以後に発病した疾患または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害を直接の原因とする療養であること (2)別表2に定める公的医療保険制度における別表3に定める先進医療による療養(以下「先進医療による療養」といいます。)であること
先進医療一時給付金	この特約より先進医療給付金が支払われるとき

別表3 先進医療

「先進医療」とは、療養を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」第1条第1号の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。

特定疾病保険金のお支払い (悪性新生物=がん)

5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約「アシストセブン」の場合

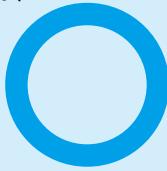
お支払いできる場合

たとえば病理組織診断の結果、『骨肉腫』や『悪性リンパ腫』であった場合。



約款所定のがんに該当するため、

**特定疾病保険金を
お支払いします**



お支払いできない場合

たとえば病理組織診断の結果、『子宮頸部の上皮内がん』や『乳房の非浸潤がん』であった場合。



上皮内がん(非浸潤がんを含みます。)は
約款所定のがんではないため、

**特定疾病保険金は
お支払いできません**



⚠ 5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約「アシストセブンプラス」、5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約「シールドプラス特約」が付加されている場合は、お支払いの対象となることがありますので、以下の「ご注意」欄をご確認ください。

解説

□ 約款所定のがん(肉腫や白血病などを含みます。)にかかり、かつ医師により診断確定された場合に特定疾病保険金をお支払いします。

□ ただし、以下に該当するような場合は、約款でお支払いの対象から除外されています。

- ・上皮内がん(非浸潤がん・大腸の粘膜がんなどを含みます。)(※)
- ・皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん
- ・生まれて初めてのがんではないもの
- ・責任開始期の属する日から数えて90日以内にかかった乳がん

(※) 診療において上皮内がんと説明を受けたときでも、部位が胃や肺などの場合は、約款に定める上皮内がんにあたらず、お支払いの対象となることがあります。

ご注意

5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約「アシストセブンプラス」

5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約「シールドプラス特約」の場合

たとえば「子宮頸部の上皮内がん・高度異形成」などの上皮内新生物、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんもお支払いの対象となります。

約款記載の一例

〈5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約条項〉

第1条 (特約保険金の支払) および表1 抜粋

特約保険金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	表1 対象となる悪性新生物
(1)被保険者がこの特約の責任開始期以後、この特約の保険期間中に、生まれて初めて悪性新生物(表1)に罹患し、医師により病理組織学的所見(生検)によって診断確定(病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることができます。(中略))されたとき	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾患。 <u>ただし、上皮内癌(D00-D09)、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌(C44)を除く。</u>

特定疾病保険金のお支払い (脳卒中・急性心筋梗塞)

5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約「アシストセブン」の場合(脳卒中による所定の状態)

お支払いできる場合

突然、左半身まひが出現したため病院で受診し、「脳梗塞」と診断され、さらにその日から60日以上、まひの後遺症が続いたと医師によって診断された場合。

お支払いできない場合

突然、ろれつが回らなくなったため病院で受診し、「脳梗塞」と診断されたが、診断から2週間後には症状がなくなった場合。

**約款で定める『脳卒中』に該当し、かつ初めて医師の診療を受けた日から60日以上、左半身まひの後遺症が続いているため、
特定疾病保険金をお支払いします**



初めて医師の診療を受けた日から60日以上、他覚的な後遺症が継続していないため、

特定疾病保険金はお支払いできません



△ 5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約「アシストセブンプラス」、5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約「シールドプラス特約」の場合は、お支払いの対象となることがあります。

解説

□ 約款で定める「脳卒中」「急性心筋梗塞」により、所定の状態に該当したときに、特定疾病保険金をお支払いします。所定の状態とは、それぞれ次ぎのとおりです。

- ・約款で定める「脳卒中」を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、まひや歩行障害、言語障害などの後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。
- ・約款で定める「急性心筋梗塞」を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき。

□ 特定疾病保険金をお支払いできない場合には、つぎの例があります。

- ・約款で定める「脳卒中」に該当しない場合
「外傷性くも膜下出血」、「脳動脈瘤(破裂していないもの)」、「一過性脳虚血発作」など
- ・約款で定める「急性心筋梗塞」に該当しない場合
「狭心症」、「心筋症」、「心不全」など

約款記載の一例

〈5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約条項〉

(第1条(特約保険金の支払) 抜粋)

特約保険金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)

- (2)被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中につぎのいずれかの状態に該当したとき
- (ア)急性心筋梗塞(表1)を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(中略)が継続したと医師によって診断されたとき
- (イ)脳卒中(表1)を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

高度障害保険金のお支払い (高度障害状態)

お支払いできる場合

6か月前に、「くも膜下出血」を発症し、その時から意識不明が続いている。寝たきりの状態で、身の回りのことを自分でできない。様々な検査の結果、現在の病状は今後回復の見込みがないと主治医から言われている場合。



「終身常に介護を要するもの」に該当するため、



**高度障害保険金を
お支払いします**

お支払いできない場合

『脳梗塞』による後遺症のため、左半身が完全にまひしてしまった(左半身不随)が、6か月間のリハビリテーションによって、杖を使って歩行ができるようになった。食事や入浴なども部分的に介助を要するものの、現在身の回りのことはほぼ自分でできる状態の場合。



食事や入浴などに部分的な介助が必要なものの、身の回りのことはほぼ自分ででき、「終身常に介護を要するもの」には該当しないため、



**高度障害保険金は
お支払いできません**

解説

□「常に介護を要するもの」とは、日常生活動作である①食物の摂取、②排便、③排尿、④排便および排尿の後始末、⑤衣服の着脱、⑥起居(横になった状態から起き上がりて座位を保つこと)、⑦歩行、⑧入浴のいずれもが、**自力で行うことができないために常に他人の介護を要する状態**をいいます。

□リハビリ・手術などにより障害状態が改善される可能性があり症状が固定しているとはいえない場合は、高度障害状態には該当しません。

ご注意

お支払いの対象となる「高度障害状態」は、公的な身体障害者認定基準などとは要件が異なります。

約款記載の一例

〈5年ごと配当付終身保険普通保険約款〉

表1 対象となる高度障害状態(抜粋)

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる高度障害状態	備考	
中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、 終身常に介護を要するもの	「終身常に介護を要するもの」とは、 つぎの1から8までの項目すべてについて 、それぞれつぎに定める行為が自分でできず、常に他人の介護を要する状態で、その回復の見込のない場合をいいます。	
項目	行為	
1.食物の摂取	はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと	
2.排便	洋式便器に座った状態で排便すること(便器に座るまでの行為は含みません。)	
3.排尿	洋式便器に座った状態で排尿すること(便器に座るまでの行為は含みません。)	
4.排便および排尿の後始末	排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること	
5.衣服の着脱	ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること	
6.起居	横になった状態から起き上がり、座位を保つこと	
7.歩行	立った状態から歩くこと	
8.入浴	一般家庭浴槽に入り出ること	

※対象となる高度障害状態は上記以外にもございます。詳細につきましては、「ご契約のしおり」「約款」をご確認ください。

5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約「アシストセブン」の場合

お支払いできる場合

『脳梗塞』による重度の後遺症によって右記のような状態が180日間継続した場合。



お支払いできない場合

『脳梗塞』による右半身まひの後遺症によって歩くには杖が必要な状態となつたが、その他の日常生活動作は、全て自分で行うことができる場合。



- 以下の日常生活動作は、誰の手も借りずに全て自分でできる
- 入浴
 - 排せつ
 - 清潔・整容(洗顔、つめ切り、整髪、はみがき)
 - 衣服の着脱

△ 5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約「アシストセブンプラス」が付加されている場合は、以下の「ご注意」欄をご確認ください。

解説

□対象となる「要介護状態」とは、つぎの(1)(2)いずれかの状態をいいます。

- (1)公的介護保険制度における要介護2以上の状態に該当し、要介護2以上との認定を受けた状態
(2)つぎの「I」「II」のいずれにも該当してその状態が180日間継続した状態

I つぎの①～③のいずれかに該当すること

①ベッド柵などにつかまらないくては寝返りができない



③器質性認知症を原因とした見当識障害と、所定の問題行動が5つ以上ある



②補助用具などを用いなければ歩行(※)ができない



II つぎの①～④の2項目において介護をする状態で、うち1項目は全面的な介護をする状態であること

①入浴



②排せつ



③清潔・整容



④衣服の着脱



※「歩行」とは、歩幅や速度は問わず立った状態から5m以上歩くことをいいます。

ご注意

5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約「アシストセブンプラス」の場合

上記解説の対象となる「要介護状態」に加え、公的介護保険制度において要介護1との認定を受けたとき、および、身体障害者福祉法にもとづき障害の級別が1級から4級までの身体障害者手帳の交付があったときも**お支払いの対象となります。**

約款記載の一例

〈5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約条項〉

(表4 対象となる要介護状態(抜粋))

対象となる要介護状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる要介護状態

(1)別表3に定める公的介護保険制度における別表4に定める要介護2以上の状態に該当し、別表5に定める要介護認定において要介護2以上との認定を受けたもの

(2)つぎのア.またはイ.のいずれかの状態に該当し、その状態が、該当した日からその日を含めて180日間継続したもの

ア.つぎの(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態

(ア)寝返りまたは歩行の際に、それぞれ表Aに規定する介護を要する状態

(イ)表Bの1から4までの項目に規定するいずれかの行為の際に、それぞれ表Bに規定する全面的な介護を要する状態であり、かつ、その他1項目以上の行為の際に、それぞれ表Bに規定する全面的な介護を要する状態または部分的な介護を要する状態

イ.つぎの(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態

(ア)器質性認知症を原因として、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、表Cに規定する問題行動が5項目以上みられる状態

(イ)表Bの1から4までの項目に規定するいずれかの行為の際に、それぞれ表Bに規定する全面的な介護を要する状態であり、かつ、その他1項目以上の行為の際に、それぞれ表Bに規定する全面的な介護を要する状態または部分的な介護を要する状態

傷害特約Dの場合

お支払いできる場合

階段で足をすべらせて転落し、頭を強打して『急性硬膜下血腫』を起こし、亡くなられた場合。



急激かつ偶発的な外来の事故であり、「不慮の事故」に該当するため、

災害保険金をお支払いします

お支払いできない場合

『脳梗塞』の後遺症のため、もともと食物を飲み込むことが困難な状態となっている方が、食物を喉に詰まらせて窒息して亡くなれた場合。



病気により食物を飲み込むことが困難な方の窒息は、「不慮の事故」に該当しないため、



災害保険金はお支払いできません

解説

- 災害保険金は、約款で定める「対象となる不慮の事故」を原因として死亡された場合にお支払いするものです。
- 「対象となる不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいいます。
- ただし、約款に定める「不慮の事故に該当しないもの」にあたる場合は、「対象となる不慮の事故」に該当せず、災害保険金はお支払いできません。

ご注意

入院給付金については、「対象となる不慮の事故」に該当しないため災害入院給付金をお支払いできない場合であっても、疾病による入院に対してお支払いできる特約がついている場合は、疾病入院給付金をお支払いします。

約款記載の一例

〈傷害特約D条項〉

別表2 対象となる不慮の事故(抜粋)

対象となる不慮の事故とは表Aの定義による急激かつ偶発的な外来の事故とします。ただし、表Aの定義をすべて満たす場合であっても、表Bに掲げるものは対象となる不慮の事故に該当しません。

表A 急激・偶発・外来の定義

急 激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性または持続性が認められるものは該当しません。)
偶 発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者の故意にもとづかず、かつ、被保険者にとって予見できないことをいいます。
外 来	事故および事故の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(疾病や疾病に起因する外因等身体の内部に原因があるものは該当しません。)

表B 不慮の事故に該当しないもの(抜粋)

3.疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
----------------------	--

災害保険金のお支払い (重大な過失による免責)

傷害特約口の場合

お支払いできる場合

うっかり居眠り運転をしてしまい、電柱に衝突し、亡くなられた場合。

お支払いできない場合

危険を認識できる状況であったにもかかわらず、高速道路を逆走して対向車と衝突し、亡くなられた場合。

運転中にうっかり居眠りをしてしまった行為は、重大な過失(著しい不注意)とはいえないため、



災害保険金をお支払いします

危険な行為であることが予想できたにもかかわらず、高速道路を逆走したことは、**重大な過失(著しい不注意)**に該当するため、



災害保険金はお支払いできません

解説

- 契約や特約ごとに災害保険金や給付金などをお支払いできない場合(免責事由)を約款に定めており、そのいずれかに該当する場合には、保険金などはお支払いできません。
- 災害保険金の免責事由には、「被保険者の故意または重大な過失」のほか、以下の「約款記載の一例」の事項があります。
- **重大な過失とは、著しい不注意をいいます。**重大な過失の判断にあたっては、客観的、一般的な視点から、著しい不注意にあたるか否か、個別的な特殊事情があるかどうかなどを考慮し、医学的、法的な観点をふまえて慎重に判断します。
- 死亡保険金、高度障害保険金および給付金なども別途免責事由を定めています。

約款記載の一例

〈傷害特約口条項〉

(第2条(災害保険金および障害給付金の支払)抜粋)

	支払事由に該当しても災害保険金・障害給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
災害保険金	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1)保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2)災害保険金の受取人の故意または重大な過失 (3)被保険者の犯罪行為 (4)被保険者の精神障害を原因とする事故 (5)被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6)被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7)被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8)地震、噴火または津波 (9)戦争その他の変乱

保険金などをお支払いできないその他

17~30ページにあげた具体的な事例のほかにも、お支払いできない場合があります。

以下にその代表例をあげていますので、ご確認ください。

お支払いできない場合は、契約内容や特約の種類によって異なります。詳しくは「ご契約のしおり」「約款」をご確認ください。

1 支払事由に該当しない場合

保険金などは、約款に定める支払事由に該当する場合にお支払いします。

以下は、給付金の支払事由に該当しないため、お支払いできない場合の代表例です。

□約款に定める入院に該当しない場合

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所(※)に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいい、この「入院」に該当しないときは、入院給付金をお支払いできません。「入院」に該当するかどうかは、主治医の診断だけでなく、当社において治療内容、検査結果およびその推移、他覚的所見の有無、外泊・外出状況などを確認のうえ、入院当時の医学的水準・常識などに照らして判断いたします。

(※)介護老人保健施設などは含みません。

2 お支払いに制限がある場合

保険金などは、お支払いに制限がある場合があります。

以下は、新総合医療特約D(H22)「医のいちばんNEO」や無配当定期医療保険「メディカルエール(定期型)」の場合で、給付金のお支払回数などに制限がある代表例です。

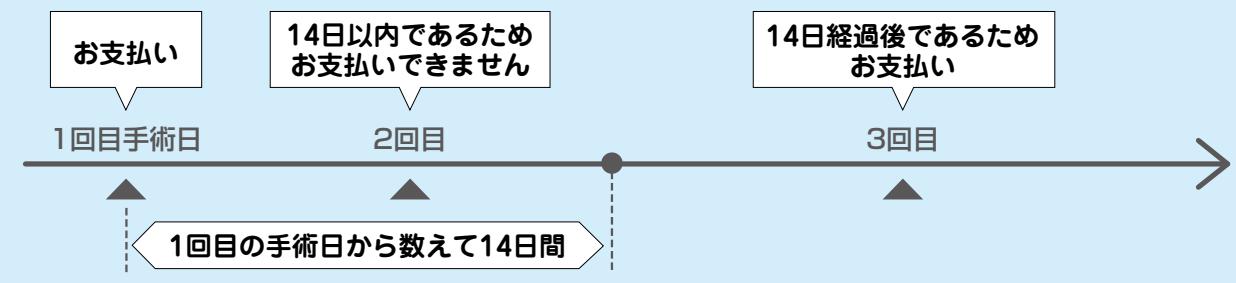
【手術給付金】

□一定期間内に同一の手術を複数回受けても、手術給付金は1回のみのお支払いとなる場合

以下に該当する手術は、最初に手術を受けた日から数えて14日の間に同一の手術を複数回受けた場合、手術給付金の金額が最も高い1つの手術についてのみ、手術給付金をお支払いします。金額が同じ場合は、いずれか1回のお支払いとなります。

- ・医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定される手術(※1・2)
- ・手術給付金のお支払いの対象となる先進医療に該当する手術
 - (※1)手術を受けた時点の医科診療報酬点数表が適用されます。
 - (※2)2015年6月現在、網膜光凝固術、体外衝撃波腎・尿管結石破碎術などの手術が該当します。
(医科診療報酬点数表の改定により変更されることがあります。)

■(例)右腎結石に対する体外衝撃波結石破碎術を外来で複数回受けた場合



の代表例

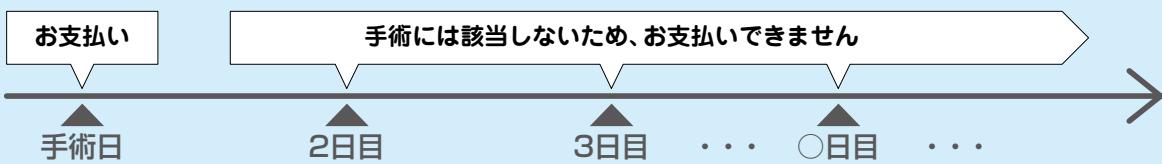
手術料が1日につき算定される診療行為を受けた場合

医科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定される診療行為（※1・2）を2日以上にわたって受けた場合、2日目以降も1日につき手術料が算定されますが、初日に受けた診療行為が手術に該当するため、手術給付金は初日のみお支払いします。

（※1）手術を受けた時点の医科診療報酬点数表が適用されます。

（※2）2015年6月現在、大動脈バルーンパンピング法、人工心肺などが該当します。（医科診療報酬点数表の改定により変更されることがあります。）

■（例）急性心筋梗塞で大動脈バルーンパンピング法を受けた場合



【放射線治療給付金】

放射線を常時照射する治療を受けた場合

放射性物質の体内への埋込などにより放射線を絶えず照射し続ける治療（※）を2日以上にわたって継続して受けられたときは、治療の開始から終了までを1回の放射線治療として放射線治療給付金をお支払いします。

（※）密封小線源永久挿入療法などが該当します。

3 免責事由に該当する場合

支払事由に該当する場合であっても、約款に定める免責事由に該当する場合は保険金などをお支払いできません。

以下は、免責事由に該当するため、お支払いできない場合の代表例です。

《死亡保険金の免責事由》

責任開始期から所定の期間内の被保険者の自殺（※）

（※）精神障害などにより正常な判断能力がない状態で亡くなられた場合には、死亡保険金をお支払いであります。

契約者や死亡保険金受取人の故意によって被保険者が死亡したとき など

《災害保険金・入院給付金の免責事由》

被保険者の精神障害を原因とする事故によって死亡、または入院をした場合

被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によって死亡、または入院をした場合

（※）被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によって死亡、または入院をした場合 など

4 詐欺行為や保険金の不法取得目的などがあった場合

以下に該当する場合は、ご契約は解除、取消または無効となり、保険金などのお支払いはできません。

「保険金などをだましとる目的で事故を起こした」「保険契約者、被保険者または保険金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められる」などの重大事由があった場合

契約のご加入や復活に際して詐欺行為や保険金などを不法に取得する目的があった場合

5 ご契約が失効した場合

保険料のお払い込みがなかったためご契約が失効した後に、保険金などのお支払事由に該当された場合は、保険金などのお支払いはできません。

MEMO

MEMO

第一生命保険株式会社

〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1

電話 03-3216-1211(大代表)

インターネットホームページ <http://www.dai-ichi-life.co.jp/>
